

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		7,135	480,640,831
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		232	6,928,568
債 務 控 除 額		3,891	38,615,985
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		941	3,647,466
課 税 価 格	実	7,183	452,600,880
相 続 税 額	算 出 税 額	7,055	56,938,395
	2 割 加 算 額	710	936,232
	計	7,055	57,874,627
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	229	417,079
	配 偶 者	1,173	13,269,972
	未 成 年 者	47	15,202
	障 害 者	213	242,706
	相 次 相 続	269	578,090
	外 国 税 額	-	-
	計	1,824	14,523,049
差 引 税 額	実	6,073	43,351,578
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		87	369,680
小 計		6,055	42,981,899
農 地 等 納 税 猶 予 額		114	989,017
株 式 等 納 税 猶 予 額		2	87,149
申 告 納 税 額	納 付 税 額	6,025	42,000,912
	還 付 税 額	53	95,179
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		2,627	209,400,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成19年分	6,791	413,267,205	46,273,046	13,236,571	5,718	31,395,838	28	53,566	2,400
平成20年分	6,530	434,558,359	60,652,938	20,374,228	5,495	38,804,568	27	77,186	2,380
平成21年分	6,695	406,890,118	44,223,276	11,625,656	5,695	30,972,292	27	53,237	2,413
平成22年分	6,854	415,275,526	45,835,459	12,315,198	5,718	32,243,777	29	56,857	2,513
平成23年分	7,183	452,600,880	57,874,627	14,523,049	6,025	42,000,912	53	95,179	2,627

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
鳥取	183	11,050,427	154	778,850	67
米子	106	5,943,813	77	260,693	42
倉吉	92	4,360,542	73	278,171	31
鳥取県計	381	21,354,782	304	1,317,714	140
松江	160	11,030,510	128	1,004,939	60
浜田	81	3,872,196	65	206,430	28
出雲	128	6,875,515	105	338,840	45
益田	35	1,746,018	31	74,287	12
石見大田	X	X	X	X	X
大東	34	1,654,121	28	83,398	12
西郷	X	X	X	X	X
島根県計	455	26,290,530	371	1,753,640	164
岡山東	281	16,859,765	237	1,351,614	108
岡山西	442	35,894,792	374	5,868,041	164
西大寺	88	4,551,846	69	234,278	34
瀬戸	76	5,415,462	64	606,561	29
児島	51	3,964,679	45	616,273	18
倉敷	409	27,566,670	337	2,680,987	157
玉島	116	7,969,009	98	1,108,932	44
津山	84	5,073,744	69	314,342	31
玉野	60	2,602,270	49	237,609	16
笠岡	45	2,410,837	30	120,183	14
高梁	11	575,129	10	35,424	4
新見	13	1,089,567	10	54,974	7
久世	25	1,874,120	21	188,473	9
岡山県計	1,701	115,847,890	1,413	13,417,688	635
広島東	293	15,989,922	256	1,095,075	103
広島南	175	11,231,253	160	1,049,579	73
広島西	464	34,738,980	399	3,076,513	165
広島北	475	31,555,439	405	2,954,858	173
呉	256	14,529,342	218	995,065	91
竹原	28	1,666,075	23	163,796	10
三原	85	5,978,672	74	485,288	34
尾道	165	8,661,855	130	489,150	67
福山	555	37,929,953	460	4,526,402	194
府中	126	6,196,045	104	257,679	45
三次	35	1,926,922	31	111,247	15
庄原	16	641,546	15	21,613	5
西条	157	9,360,912	130	729,450	55
廿日市	347	18,810,915	296	1,337,045	118
海田	249	16,188,534	204	1,676,908	99
吉田	30	2,083,290	25	421,584	10
広島県計	3,456	217,489,655	2,930	19,391,251	1,257
下関	235	15,550,525	191	1,685,781	83
宇部	110	7,158,450	89	659,593	42
山口	158	10,311,729	131	830,010	64
萩	36	1,972,638	34	93,844	13
徳山	206	11,210,219	173	966,775	69
防府	131	5,439,388	113	306,918	44
岩国	128	8,093,381	111	579,334	48
光	48	3,505,979	42	345,952	19
長門	19	1,159,725	17	41,763	9
柳井	72	4,880,759	65	501,099	24
厚狭	47	2,335,230	41	109,551	16
山口県計	1,190	71,618,023	1,007	6,120,619	431
総計	7,183	452,600,880	6,025	42,000,912	2,627

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	7,195	451,750,547	6,036	41,779,901	2,627
	修正申告による増差額	182	1,539,134	292	332,426	126
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	70 △	688,801	96 △	111,415	47
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,183	452,600,880	実 6,025	42,000,912	実 2,627
過 年 分	申 告 額	261	11,722,042	216	397,296	120
	修正申告による増差額	853	11,167,302	1,259	2,057,561	517
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	251 △	2,551,618	299 △	529,126	136
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,334	20,337,726	実 1,728	1,925,731	実 677
合 計	申 告 額	7,456	463,472,589	6,252	42,177,196	2,747
	修正申告による増差額	1,035	12,706,436	1,551	2,389,987	643
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	321 △	3,240,419	395 △	640,541	183
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,517	472,938,606	実 7,753	43,926,643	実 3,304

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	77	13,295	41	9,910	16	25,735
過 年 分	870	141,282	190	46,956	155	203,335
合 計	947	154,577	231	56,866	171	229,069

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	757	62,964,697	1,919,015	510,317	871,967	1,733
1 億円超	1,322	181,061,463	1,930,266	1,188,696	7,308,644	4,184
2 "	317	75,157,628	334,347	556,818	6,537,746	1,097
3 "	157	58,183,441	1,472,522	426,500	7,926,006	539
5 "	39	22,358,912	-	163,448	3,898,754	148
7 "	14	11,411,601	118,750	229,980	2,495,164	41
10 "	16	21,012,880	958,157	24,731	6,551,349	47
20 "	3	7,362,072	50,000	515,325	1,847,424	8
30 "	1	4,355,315	-	3,300	479,760	7
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	1	7,882,538	-	-	3,863,087	1
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	2,627	451,750,547	6,783,058	3,619,115	41,779,901	7,805

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課 階	税 額 格 級	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
		0 人 の もの	1 人 の もの	2 人 の もの	3 人 の もの	4 人 の もの	5 人 の もの	6 人 の もの	7 人 の もの	8 人 の もの	9 人 の もの	10 人 の もの	10人超 の もの
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	1 億 円 以 下	14	146	278	245	74	-	-	-	-	-	-	-
	1 億 円 超	2	83	293	471	322	107	32	10	1	1	-	-
	2 "	1	16	48	119	87	22	12	7	3	-	-	2
	3 "	1	8	25	54	46	12	6	2	2	1	-	-
	5 "	-	1	7	12	8	8	2	-	-	-	-	1
	7 "	-	1	7	2	1	2	1	-	-	-	-	-
	10 "	-	3	2	6	3	2	-	-	-	-	-	-
	20 "	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	30 "	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70 "	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	18	259	661	911	541	153	53	20	6	2	-	3

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 814	千円 20,593,991
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,026	15,975,937
	宅地（借地権を含む。）	2,394	135,456,326
	山林	858	1,382,789
	その他の土地	819	13,069,503
	計	実 2,449	186,478,547
家屋、構築物		2,332	26,924,824
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	329	595,336
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	42	86,944
	売掛金	82	193,923
	その他の財産	168	695,338
	計	実 453	1,571,542
価証券	特定同族会社の株式及び出資	498	23,329,034
	同上以外の株式及び出資	1,744	21,632,256
	公債及び社債	690	12,725,654
	投資・貸付信託受益証券	909	17,388,398
	計	実 2,113	75,075,342
現金、預貯金等		2,613	134,082,462
家庭用財産		1,706	764,311
その他の財産	生命保険金等	652	18,317,983
	退職金及び功労金等	172	8,000,544
	立木	163	274,374
	その他	2,254	29,029,927
	計	実 2,323	55,622,828
合計		実 2,615	480,519,856
相続時精算課税適用財産価額		171	6,783,058
債務等	債務	2,277	34,410,583
	葬式費用	2,539	4,760,899
	計	実 2,585	39,171,482
差引純資産価額		実 2,619	448,131,432
加算贈与財産価額 暦年課税分贈与財産価額		546	3,619,115
課税価格		実 2,627	451,750,547

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。